

第2回会議議事録

期 日 平成16年1月28日(水)
ところ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議会

○事務局（羽田野）

中条町・黒川村任意合併協議会の第2回会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。
会議に先立ちまして、会長よりごあいさつを申し上げます。

○会長（熊倉）

平成16年に入りましての最初の会議ということになりますが、今年はわりと穏やかだったのでありますけれども、きのうあたり大変な雪で、道足の悪いところこうやって全員ご出席いただきましたこと、大変ありがたく思います。申し上げるまでもなく昨今の新聞等を見ておきますと、県内の町村合併に関する色々な記事が載っていない日がないようであります。そしてまた、それもそれぞれのケースを色々と私どもに提供していただいているという状況であります。それらを参考にしているということで、大変不適切かもしれませんが、成功している例あるいは失敗していく過程、こうしたものをよく踏まえまして、そういうことを乗り越えていい成果でスピーディーに進めていきたいというふうにまず思っているところでありますので、どうか皆様たちの方からもその辺の状況、これらを十分検討いただきまして、この会議の場を通じ、色々なご意見をいただきながら前進したいというふうに思います。そういう意味で、回数とすれば本年毎月開いたとしても、12回ということでありまして、決して多い数ではありませんが、ほぼそれまでの間には目安をつけねばならないという大事業でもあります。その辺のところをお含みいただきながら、ご協議いただきたいことを申し述べまして、大変簡単でありますけれども、開会のあいさつにかえさせていただきたいというふうに思います。きょうは本当にありがとうございました。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従い進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長をお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、規約の定めるところに従いまして、議長として議事を進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認したいと思うのでありますが、事務局から委員の出席の状況について報告願います。

○事務局（羽田野）

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち出席いただいている委員は35名、全員であります。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から報告がありましたとおり、委員数35名のうち出席いただいている委員は35名であ

ります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立したことを宣言いたします。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について事務局から報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人17名、報道関係2社から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から報告がありましたとおり、傍聴の申し出がありましたので、これを許可してよろしいかどうかお諮りいたします。

許可することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、許可をするということにさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。最初に承認第4号 行政制度調整方法について議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（羽田野）

議案書の1ページをお開き願います。承認第4号 中条町・黒川村の合併協議に関する行政制度調整方針について、別紙のとおり承認を求めますのでございます。行政制度調整方針につきまして、ご説明をさせていただきます。

3ページをお開き願います。調整方針につきましては、両町村の行政制度や事務事業を調整するに当たり、一定のルールを定めてこれを作成した方がスムーズに調整案が作成できるのではないかと考え、今後委員の皆様にご協議をいただくこととなりますが、行政制度の調整に当たっての基本的な考え方をお示しするものでございます。

1の基本的な考え方ですけれども、行政制度調整とは両町村が現在行っています各種の事務事業について、現況を踏まえつつ、新市において当面どのように事務事業を行っていくかを明らかにすることを言います。各種の事務事業の調整に当たっては、サービスは高く、負担は低くを基本とするため、合併直後は合併による経費節減効果よりも、財政負担が増大する可能性がありますので、次の六つの原則を総合的に勘案して調整するものとします。

次の から までは、住民サイドの視点からであります。として、一体性の確保の原則であります。新市に移行する際、住民生活に支障がないように速やかな一体性の確保に努めることとあります。として、住民福祉向上の原則であります。より一層の住民福祉の向上に努めることとあります。として、

負担公平の原則であります。負担公平の原則に立ち、行政格差の解消に努めることであります。

続きまして、 から は、行政サイドの視点からであります。 として、健全な財政運営の原則であります。新市において、地方分権時代にも対応できる健全な財政運営に努めることであります。 として、行政改革推進の原則であります。行政改革を推進し、事務事業の見直しに努めることであります。最後、 として、適正規模遵守の原則であります。新市の規模に見合った事務事業の見直しに努めることであります。

めくっていただきまして、次に2、調整方針の基本的区分についてご説明申し上げます。事務事業の調整方針については、おおむねそこに示す調整方法1から9の方針に区分して整理していくものであります。(1)の制度が存続する場合で、 の制度が同じ場合についてですが、調整方法1の合併時引き続き存続するとありますが、これは両町村で制度が同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項を言います。 以下は、制度が異なる場合についてであります。調整方法2から7については、両町村で制度はあるけれども、内容に違いがある。あるいはどちらかの町村で制度が無い為とか必要な事項の調整方法を示してございます。その中で、調整方法2、3でございますが、これは両町村で制度はあるけれども、どちらかの制度に合併時に一方へ一元化するか、あるいは合併後適当な時期を見計らって一方へ一元化するか、という二つの選択肢がございます。

次に、調整方法4、5でございますが、これは両町村の制度内容を取り入れて構築するという場合ですけれども、合併時に構築するかあるいは合併後適当な時期を見計らって構築するか、この二つの選択肢がございます。

調整方法6、7でございますが、両者の制度内容を踏まえて、合併時に新たに制度を構築するか、あるいは合併後適当な時期を見計らって新たな制度を構築するか、この二つの選択肢がございます。

(2)の調整方法8、9は、廃止する場合ですけれども、社会情勢の変化などで制度の必要性がなくなり、目的が達成され、必要性が薄れた事項を廃止するという場合ですけれども、これも時期としては合併時と合併後の二つの選択肢がございます。なお、このほかにそれぞれの組み合わせによる調整方法が出てくる場合も考えられますが、基本的な区分としては、ただいまご説明いたしました9通りでございます。5ページに今ほどの区分を簡単なフローで示してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(熊倉)

今ほど事務局から承認第4号の行政制度の調整方針についての概要についての説明がございました。これから色々な作業を進めていくときの基本的な考え方を示したわけでありまして。今の説明についてご質疑等がございましたら、ひとつご発言いただきたいと思います。

〔発言する者なし〕

○議長(熊倉)

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

基本的事項でありますので、具体的な問題が出てきた場合、これらをちょっと読み直していただくと意味がわかると思います。基本的な事項でありますので、ご異議ないようでございますから、このとおり承認第4号 行政制度調整方針については、原案のとおり決定させていただきます。

次に、（2）、承認第5号であります。新市建設計画策定方針について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

7ページをお開き願います。承認第5号 新市建設計画策定方針についてであります。新市建設計画とは、両町村の合併に際し、両町村の住民に対しての合併後の新市の将来に関するビジョンを作成し、これにより住民が合併の適否を判断するという、いわば合併後のマスタープランとしての役割を果たすものであり、この計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることとなります。

9ページをお開き願います。初めに、この新市建設計画の目的といたしましては、中条町、黒川村両町村の合併に伴う新市の将来構想を描くとともに、総合的かつ効果的な行政運営を推進するため、合併特例法で規定されているものでありまして、この計画に基づき行われる事業に合併特例債を活用することができます。この計画により、両町村の速やかで円滑な一体化の促進と住民福祉の向上、地域の均衡ある発展を目指すものであり、あわせて新市の将来ビジョンと具体的な施策の方向を両町村民に示すものであります。計画の内容といたしまして、一つ目に、新市におけるまちづくりの基本方針、二つ目に、新市におけるまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項、三つ目に、公共的施設の統合整備に関する事項、四つ目に、新市の財政計画、この四つについて作成することとなります。計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、計画区域は両町村の全域を対象とするものです。

3の基本的な策定方針といたしまして、次の三つの計画を基本的な策定方向とするものです。一つ目は、自然と歴史、文化を大切にし、未来を創造できるまちづくり計画、二つ目は、住む人が安心して暮らすことのできる優しいまちづくり計画、三つ目は、活力と希望を生み、交流をはぐくむことのできるまちづくり計画。

4の策定上の留意点といたしまして、三つ挙げてございます。ハード、ソフト、両面を考慮し、新市に役立つ施策、事業であり、健全な財政運営を伴う着実な計画であること、地域全体のレベルアップを念頭に、新市建設を効果的に進めていくことを前提として、組織運営の合理化に資するものであること、最後に両町村の地域実情に応じた対策を講じ、振興を図ることの三つでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（熊倉）

ただいま新市建設計画の策定方針についてということで説明のあったところでありますが、これらについてご質疑等ございましたらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

これから色々それぞれ計画が出てくるわけでありまして、事務局ももちろんご承認いただければこれに基づいて計画を整理して出てくるわけでありまして、大枠として皆様たちからご承認得られれば、この作業で入っていくということになります。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、それでは承認第5号 新市建設計画策定方針については、原案のとおり決定させていただきます。

次に、承認第6号の新市建設計画策定に係る基礎調査の実施について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（小野）

続きまして、11ページ、新市建設計画策定のための基礎調査につきましてご説明申し上げます。

こちらはアンケート調査を実施させていただくというもので、準備を進めておりますので、今回承認を求めるものでございます。

13ページ、お聞きいただきまして、その概要が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。このアンケートは、新市建設計画の前段である基本構想、いわゆるビジョンとか、ランドデザインと呼ばれる部分につきまして、住民の皆さんの意向を把握しながら、今後のまちづくりの方向性を探るというのが主な目的であります。手法といたしましては、両町村の住民基本台帳から16歳以上3,000名を無作為に抽出し、対象としております。アンケート用紙を17ページから添付してありますので、内容をごらんいただけますが、今回はまちづくりという観点から現状の把握と未来、将来に向けての意向を聴取するというものでございまして、設問を設定させていただいております。アンケートの回収日を2月13日とし、その後集計、分析、3月下旬の協議会では結果をお知らせしたいと考えております。

なお、今回の調査につきましては、あくまでもビジョンを策定するための調査でありますので、昨年開催してきました説明会でお話ししてきておりますように、将来ビジョン、行政制度の調整方向が示されました後、皆様にこれをご理解いただき、ご意見をちょうだいするため、再度説明会であるとか、アンケートということを経験できればと考えております。この点住民の皆様にも周知しておく必要があることから、別冊資料3に添付しましたとおり、全戸へチラシを配布いたしまして、今回のこのアンケートの実施と趣旨についてお知らせすることにしております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

ただいま新市建設計画策定に係る基礎調査の実施についてということで、アンケートの件について今説明のあったところでありますが、これらについていろいろご意見もあろうかと思っておりますので、お聞

かせいいただきたいと思います。

どうぞ。

○丸山委員

さっきの承認5号との関係もありますけれども、アンケートを行う際に、合併特例債を利用するということが前提になると思うのですが、その際合併した場合、特例債がどれくらいになるのかということなども表示等しておく方がいいのではないかと思います。まちづくりに色々希望される案についてのアンケートをとっても、本当にその裏づけがあるのかどうかということがアンケートする側にとってわからなければ不安なのではないかというふうに思いますので、財源的にどのようなことになるのかということについて、もう少しわかりやすい表現等があったらどうかと思うのですが。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（小野）

お答え申し上げます。

まちづくりということに、何回もここで話しておりますが、まちづくりに限定しておりまして、このまちづくりの意向を皆様から出していただいた後に、将来構想というものをこちらの方で策定をさせていただきます。その際には、まちの概況として、さまざまな統計的数字であるとか、それから今回の合併に係る諸施策の方向であるというものを同時にこの構想の中に盛り込まさせていただくことを考えております。したがって、構想が出来しだいこれを住民の皆様にご披露申し上げて、その際また第2次の住民説明会というような形で、情報提供していきながら、皆様のご意向なりを聴取していきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊倉）

須貝委員。

○須貝委員

一つお願いしたいと思いますが、ここで対象にする方々の年齢を16歳というふうに規定いたしておるわけですが、各地の住民投票、またアンケートいろいろ見ますと、中学生くらいから18歳、20歳といろいろな設定の仕方があるようですが、16歳に設定したことの論拠と申しますか、その辺のところをご説明いただきたいと思います。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（小野）

まず、第1点ですけれども、将来構想という位置づけからまず高校生という形も含んでよいのではないかとこのように考えました。ただ、設問が見てお読み取りいただけるとおり、言葉をかみ砕いて、かみ砕いて、16歳、高校生程度であれば何とかいけるかというふうに我々考えたわけですが、

も、中学生ということになりますと、もう少し別な形で意見の方を聴取するというやり方が、先進地では一般的なようでございますので、またご意見があれば別なふうを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（熊倉）

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、それでは新市建設計画策定に係る基礎調査の実施については、このとおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、それでは承認第6号 新市建設計画策定に係る基礎調査の実施については、原案のとおり決定いたします。

それでは、議案第1号の合併の方式について、議案第2号 合併の期日について、議案第3号 新市の名称について、議案第4号 事務所の位置について、この4議案について一括議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、今ほど会長からご発言のありました議案第1号から議案第4号までは、合併する場合の合併協定項目の基本項目となっており、今後行政制度調整や建設計画の策定を行う上で、その方向性を定めておかなければならない事項で、それぞれに関連がございますことから、一括して説明させていただきます。

最初に、21ページをお開き願います。議案第1号 合併の方式についてでございます。合併の方式は、新設対等合併とすることを提案するものでございます。両町村の合併については、新設合併、つまり両町村が合併して新しいまち、新しい自治体をつくるという合併の形態でございます。

23ページの資料をお開き願います。参考までに合併特例法や地方自治法上の条文と合併方式の新設と編入の違いなどを載せてございますので、お読み取り願います。

次に、27ページをお開き願います。議案第2号 合併の期日についてでございます。合併の期日は、現時点では平成17年秋を目途とし、具体的な期日については、現行合併特例法の改正動向を踏まえて、後日決定することをご提案申し上げます。これは、合併特例法で市になることができ、財政支援が引き続き適用される期限内を目標とし、現段階では例えば何月何日というような特定はせず、合併特例法の改正動向を見ながら平成17年秋を目途とするものでございます。

めくっていただきまして、29ページの資料をお開き願います。資料の項目1をごらん願います。現合併特例法は、平成17年3月31日限りで効力を失うこととなりますが、内閣総理大臣の諮問機関でありま

す第27次地方制度調査会が昨年11月に平成17年3月31日までに関係市町村の議会議決を経て、県知事に合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過措置を置くことが適当であるという最終答申の内容を抜粋で掲載してございます。この地方制度調査会の答申によりまして、今国会に現行法の改正が提出される予定でございます。

30ページを開いていただきますと、県内の先進地事例を載せてございますので、お読み取り願います。

続きまして、31ページをお開き願います。議案第3号 新市の名称についてでございます。新市の名称は公募とすることを提案するものでございます。これは、旧町村名を含め、制限を設けなくて地域住民を初めとする大勢の方々から新市の名称にかかわっていただきたいということで、広報やインターネット等を通じて広く公募をかけたかどうかということでございます。つきましては、新市の名称の公募要領、選考基準や選考スケジュールなど、具体的なことにつきましては、次回の会議にご提案を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

33ページの資料をお開き願います。参考といたしまして、県内の合併先進地事例における新市の名称の決定方法を載せてございます。お読み取り願います。

続きまして、35ページをお開き願います。議案第4号 事務所の位置についてでございます。新市の事務所の位置は、中条町役場とする。なお、黒川村役場は支所とすることを提案するものでございます。これは、既存の庁舎を活用することが住民の利便性、さらに経費の面からも効率性が図られることとなります。

37ページの資料をお開き願います。地方自治法上の事務所、支所の規定と次の38ページに県内の先進地事例を載せてございます。なお、この議案はあくまで新市の事務所、支所ということでございますので、事務体制につきましては、事務組織及び機構の取り扱いということで、別途に協議項目を起こしてございますので、そのところで審議をお願いすることになります。

以上で議案第1号から第4号までの説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より議案第1号 合併の方式について、議案第2号 合併の期日について、議案第3号新市の名称について、議案第4号 事務所の位置についてそれぞれ説明がありました。それらについてご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

それでは、ご異議ないようでございますので、議案第1号 合併の方式については、合併の方式は新設合併とする。そして、議案第2号 合併の期日については、現時点では平成17年秋を目途とするということ、議案第3号 新市の名称については、公募とする。議案第4号 事務所の位置については、中条町役場とする。なお、黒川村役場は支所とするという件であります、いずれも原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 合併の方式について、議案第2号 合併の期日について、議案第3号 新市の名称について、議案第4号 事務所の位置につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第5号 議会議員の定数及び任期の取り扱いについて議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

39ページをお開き願います。議案第5号 議会議員の定数及び任期の取り扱いについて、41ページの資料をお開き願います。新設合併の場合、原則として合併の期日に旧町村の議会議員さんは全員失職し、新市の議員定数により選挙、いわゆる設置選挙を実施することになります。新市における議会議員さんの定数は、地方自治法第91条で人口5万人未満の市にあっては、26人以内となっております。定数につきましては、この合併協議会において決定していただくということになっております。また、合併特例法上の特例としまして、次の二つがございます。一つ目は、定数特例でございます。設置選挙により選出される議員の任期に限り、つまり最初の4年間に限り法定定数の2倍の範囲内の定数で選挙を実施するものでございます。二つ目は、在任特例でございます。合併する両町村の議会議員全員が最長で2年間引き続き新市の議員として在任するものでございます。

42ページ及び43ページに参考としまして、県内先進地の事例と既存市の例を載せてございます。この案件につきましては、先進地の事例を見ますと、協議に多くの時間を要する項目となっておりますことから、今回は説明と質疑にさせていただき、次回以降に論議をお願いするものです。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま議案第5号として、議会議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、今回は提案説明ということにさせていただきます。次回に協議をいただく案件でございますので、ご質問等があればお聞かせいただきたいと思ひますし、その趣旨をご理解いただきたいというふうに思ひます。

はい、どうぞ。

○須貝委員

この議案第5号について提案をしていただき、説明をいただきましたが、今会長の判断、また事務局の考え方として、当面継続審査という扱いにしていくというふうに考えていいのか。その場合、今後おむねどの辺を目途としてこの結論を出していくというようなことが事務的に必要なのか。その辺のところについてお聞きいたしておきたいと思ひますが。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

今ほどのご質問でございますけれども、合併の期日の確定と連動があるということもでございます。合併特例法の改正が確実視されますと、期日等も確定するということでございます。今後の任意協議会から法定協議会に移るその時点までには、確定をしていただければというような考えでございます。なお、細かい資料につきましては、次回以降につきまして、それぞれ詳しいものをつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊倉）

ご承知のように、若干十分な審議というものを要する案件であるということから、議会の運営上からいけば継審というふうなことだと思っております。ただ、1から8までというようなのは、関連性のあるものということで、一応提案させていただきました。今回は、説明だけをさせていただいて、改めて確認は次回以降ということにご了承いただきたいと思っております。そういうことで、きょうは説明だけということで聞いておいていただきたいと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

異議なしという事で、議案第5号 議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、以上の説明を一応聴取いただいたということにいたしまして、次回に再度またこれらについての協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議事としてのものは全部終わったところでありますが、続きまして、次に行政制度調整スケジュールについて事務局より説明をさせますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

事務局。

○事務局（羽田野）

別冊資料をごらんになっていただきたいと思っております。その中で、資料1をお開き願います。本協議会に提案する協議項目のスケジュールでございます。今後、住民生活に直接関係のある項目から順次調整を行い、協議会に提案するものでございます。ただ、このスケジュールは、分科会、専門部会、幹事会での調整の状況によって、提案項目、時期は変更となることもございますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいまの事務局の説明について、今後のスケジュールということについてご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

異議なしということで、今後のスケジュールにつきましては、今の事務局の説明を了承したことにさせていただきます。

次に、次回協議会について、事務局より説明させます。お聞き取りいただきたいと思います。

○事務局（羽田野）

次回協議会についてですが、別冊の資料2の方をお開き願います。

最初に、次回第3回会議は、2月の26日木曜日、午後2時から当会場で予定してございますので、よろしくお願いたします。

次に、次回提出予定議案でございますが、行政制度調整の市町村民税、固定資産税、軽自動車税等の地方税に関する事、その他といたしまして、本日の継続議案を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（熊倉）

何かご質疑ございましょうか。

どうぞ。

○丸山委員

次回協議の内容について、提出予定議案が出ていますけれども、前回確認しましたように、提案されたものについて協議をし、決定するものではなくて、次回以降に確認するという事でよろしいですか。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

先回の協議会で提案方式でそのようにお答えしておきました。ただ、運営の中で皆様方のご了解を得られるものについては、ご決定をしていただく場合も考えられるかとは思いますが、基本的には今後調整項目につきまして、非常に多くのものが出されます。それにつきまして、一括してその場ということではできませんので、お持ち帰りをいただきまして、十分検討いただいて、次回に協議を諮ると、いうふうにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

今質問いただきましたように、さきのこの議員の問題もそうなのでありますが、これからの運営について、皆様方にご了承いただきたいのでありますけれども、きょうここに来て議案を見せられて、ここで議決というにしては、余りにも重大な問題過ぎる感じがいたしますので、これからは大部分この会議のときには、一応内容説明をして持ち帰ってもらって、1カ月置いた皆様方もそれぞれよく目を通していただいて、十分精査いただいた後次回のときにそれについて決議をしていくと。そして、残った時間と申しますか、今度その次に議決をいただくものについての提案をやって、説明をやって持ち帰ってもらおうと、そういうことで1カ月間というものを十分皆さんたちに事務局から説明をした後持ち帰っても

らって、審議をしてもらい、そして議決をいただくというような手法で進めていきたいと思ひます。議会で言うならば継審方式ということで、継審、決議としていくというふうな形にさせていただこうと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それでは、この次回の協議会については、ご了承いただいたので、次にその他に入ります。

事務局からお願いいたします。

○事務局（羽田野）

その他ということでございますが、事務局から。本日の議案と一緒にお手元に配付してございます参考資料についてご説明申し上げます。

参考資料をかがみの部分をごらん願ひます。まず、目次の中で1ページでございますけれども、先回の会議でご指摘いただきました両町村の住民懇談会、説明会での質疑状況の主なものを中条町、黒川村、両方のものをあわせて載せてございます。以下、参考といたしまして、県内他地区の協議状況、それから両町村の経過、前回までの会議の内容につきまして載せてございます。それから協議会組織、それから合併特例法の概要を載せてございます。いろいろと言葉として合併特例法というものが出てきますが、ここに概要を載せてございますので、お目通し願ひます。それから、両町村概要、データのほんの一部でございます。今後、新市建設計画協議していただく中に、いろいろな形のデータが出てまいりますけれども、ほんの一部でございますけれども、お載せしてございます。

最後に、用語説明ということで、行政用語、財政用語、色々な用語が出てまいりますけれども、ほんの一部でございますけれども、代表的なものを用語説明という形に載せさせていただいております。後ほどお見取り願ひます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局の方のその他案件の説明を終わったところでございますが、その質疑でもよろしゅうございませし、また皆様方のご意見でもございますが、何かございましたらご発言いただきたいと思ひます。

はい、どうぞ。

○皆藤委員

今いただいた参考資料にも関連しますけれども、今任意合併協議会のホームページが開かれて、私どもがもらう資料の大部分が載ったかと思うのです。12月の25日に第1回の分が載りました。中条でパソコンでホームページを見る人たちは、一部ちょっと行政の情報ですけれども、3割未満だろうと、パソコンを持っている人。あれだけの情報が3割未満の人しか見ないで、情報をもっと町民の人に協議会だより以上のボリュームで見てもらわないと、非常に情報の流れがどこか滞ってしまうような気がするのですけれども、ホームページにあるぐらいの情報を、住民に何らかの手法によって出す必要があるのかなと私は考えたのですけれども、うまい方法は考えつきませんが、どうすればいいのかなというふうに思っているのです。何か事務局の方でいい方法なんかあるのですか。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

ホームページの方は、本当に急ぎ急ぎの形の中で既存のデータ等を利用しながら早目の形で出させていただきました。協議会だよりは、ご存じのとおり1月1日に間に合わせるということで、非常に短時間の中に編集したものでございますから、住民の方々に広く合併に関するものというものが即というのは、これは否めないと思います。今回の第2回の会議の内容等そのところに含めまして、合併に関するさまざまなことを載せていきたいと思っておりますので、ただボリューム的にかなりございますので、その辺のところを回数を分けながら、それぞれの時期を見ながらお出ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊倉）

ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

なければこの辺で終わりたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、大変熱心にご討議いただきまして、ありがとうございました。きょうは、基本的な事項についての説明が主でありましたが、これを受けて、これからだんだん具体的なものに入っていきわけがありますので、今ほど示されましたいろいろの参考資料等について、目を通していただきながら、次の準備に入っていれば大変ありがたいというふうに思います。冒頭申しますように、大変道足の悪いところ、こうしてご出席いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます、本日の会議を終わりたいと思っております。ありがとうございました。